

鳥取県立武道館施設設備利用料金表

■施設利用料

2019年4月1日適用

区 分		利 用 料				
		単 位	金 額 (円)			
一 般 利 用	一 般 人	1人1日	150			
		1人1月	1,600			
		1人6月	7,000			
		回数券11枚	1,500			
専 用 利 用	主道場	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの (以下「入場料等」という。)を 徴収しないとき。	全面1時間	1,800	
				1/2面1時間	900	
				1/3面1時間	600	
				1/4面1時間	400	
				1/6面1時間	300	
				入場料等を徴収するとき	全面1時間	3,600
	主道場	営利を目的とする場合	入場料等を徴収	しないとき	全面1時間	20,000
					するとき	全面1時間
	小道場 (1)・(2) それぞれ	営利を目的としない場合	入場料等を徴収	しないとき	全面1時間	500
					するとき	1/2面1時間
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収	しないとき	全面1時間	1,000
					するとき	全面1時間
	弓道場	近的・遠的それぞれ			全面1時間	8,000
					1/2面1時間	600
	相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収	しないとき	1時間	700
					するとき	1時間
営利を目的とする場合		入場料等を徴収	しないとき	1時間	5,000	
				するとき	1時間	8,000
研修室(1)				1時間	350	
研修室(2)				1時間	350	
研修室(3)				1時間	100	
会議室				1時間	750	
放送室(主道場音響設備)				1時間	300	
師範室及び控室				1時間	100	
エントランス・ホワイエ(50㎡あたり)				1時間	50	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、上記の施設利用料の額に下記の冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの施設利用料の額は、上記の施設利用料の額に、下記の(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
 - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

■冷暖房利用料

施設名	区分	単位	金額 (円)	
			冷房	暖房
主道場	全面	1時間	4,800	4,300
	半面	1時間	2,400	2,200
主道場観覧席	全面	1時間	600	500
小道場(1)	全面	1時間	1,900	1,500
小道場(2)	全面	1時間	1,900	1,500
相撲場	全面	1時間	1,300	900
弓道場 (床暖房)	近的	1時間		400
	遠的	1時間		200
会議室		1時間	250	250
研修室(1)		1時間	100	100
研修室(2)		1時間	100	100
研修室(3)		1時間	40	40
師範室及び控室		1時間	50	50

■設備利用料

設備名等	単位	金額 (円)
武道タイマー(柔道用)	1台/1回	250
的前審判用表示器(弓道用)	1式/1回	150
試合用マット(空手用)	1式/1回	200
風呂(相撲場)	1回	1,000
シャワー代	1人/1回	50
試合用具一式 柔道・空手道	1式/1回	200
試合用具一式 剣道・なぎなた・銃剣道	1式/1回	100
空手用タイマー(モルテン)	1台/1回	50
液晶プロジェクター	1台/1回	1,000
長机	1台/1回	20
折りたたみイス	1脚/1回	10
ワイヤレスアンプ(音響設備)(マイク1本含)	1台/1回	1,000
マイク(2本目から)	1本/1回	200
電気ポット	1台/1回	50
スクリーン(2台目から)	1台/1回	200
ドラムコード(延長コード)	1台/1回	100
ストップウォッチ	1個/1回	50
電子笛	1個/1回	50
イベントパネル(パーティション)	1枚/1回	50
DVDプレーヤー	1台/1回	1,000
体重計	1台/1回	200
ホワイトボード(2枚目から)	1台/1回	100